

貸金業法について

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。返済しきれないほど多額の借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が、深刻な社会問題（「多重債務問題」）となったことから、これを解決するため、平成18年に従来の法律が抜本的に改正され、この貸金業法がつけられました。平成22年6月から完全施行されています。

① 新しい貸金業法のポイント

総量規制(借り過ぎ・貸し過ぎの防止)

- 借入残高が年収の3分の1を超える場合、新規の借入れができなくなりました。
- 借入れの際に、基本的に、「年収を証明する書類」が必要になりました。

※総量規制は貸金業者からの借入れを対象にしており、銀行の貸付けは貸金業法の規制(総量規制)の対象外です。また、「クレジットカードでのショッピング」には貸金業法は適用されません(リボ払い、分割払い、ボーナス払いには別途「割賦販売法」が適用されます)。



上限金利の引下げ

- 出資法上の上限金利が、29.2%から、20%に引下げられました。つまり、貸金業者は利息制限法に基づき、貸付額に応じて15~20%の上限金利での貸付けを行わなければなりません。

貸金業者に対する規制強化

- 法令順守の助言・指導を行う国家資格のある者(貸金業務取扱主任者)を営業所に置くことが必要になります。

